

備前市と株式会社アップフロントグループとの包括連携協定書

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

備前市（以下「甲」という。）と株式会社アップフロントグループ（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、カーボンニュートラル、地方創生の実現に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、カーボンニュートラル、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地球温暖化などの環境問題に関すること。
- (2) 観光振興、産業振興に関すること。
- (3) 地域の魅力発信に関すること。
- (4) 景観保全、環境美化に関すること。
- (5) 里海・里山に関すること。
- (6) その他、カーボンニュートラル、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

令和5年8月22日

甲 岡山県備前市東片上126番地

備前市長

吉村武司

乙 東京都品川区北品川5-1-18
住友不動産大崎ツインビル東館6階

株式会社アップフロントグループ

代表取締役社長

瀬戸内紀男